

令和5年1月11日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、一カボクシングジム（以下「一カジム」という）所属ボクサーである越川孝紀（ライセンスNo.44263）選手を令和 4 年 11 月 26 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 一カジム越川孝紀選手は、令和 4 年 11 月 26 日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は越川孝紀選手を令和 4 年 11 月 26 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 1 号に基づき、一カジムのマネージャーである小林敏幸（ライセンスNo.47372）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、小林敏幸氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション